

「第2期岡山県障害者計画（仮称）」素案に対する意見等について

「第2期岡山県障害者計画（仮称）」素案について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）に基づき、広く県民の皆様から意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

1 意見数

32件（23人）

2 意見の概要と県の考え方

別添のとおり

なお、岡山県保健福祉部障害福祉課のホームページに掲載するほか、県庁障害福祉課、県政情報室、県民室、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、きらめきプラザ（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館）及び県立図書館に備え付ける予定

3 今後のスケジュール（予定）

平成22年12月22日（水）
12月下旬

県障害者施策推進協議会（4回目）開催
計画決定

<参考>

意見募集の方法等

(1) 募集期間

平成22年10月15日（金）～11月15日（月）

(2) 公表方法

岡山県保健福祉部障害福祉課のホームページに掲載したほか、県庁障害福祉課、県政情報室、県民室、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、きらめきプラザ（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館）及び県立図書館に備え付けた。

(3) 募集方法

電子メール、インターネット、郵便、ファクシミリにより受け付けた。

「第2期岡山県障害者計画（仮称）」素案に対する主な意見と 県の考え方について

【第1章総論－障害保健福祉圏域の設定】

No.	ご意見の概要	県の考え方
1	障害保健福祉圏域について、サブ圏域を含めて5圏域としているのは現実的である。これを活用して、地域間で格差が生じないようにして欲しい。	【次期障害福祉計画において検討する】 平成23年度に本計画の実施計画である目標値を盛り込んだ障害福祉計画を作成予定であり、同計画の策定時に検討します。

【第2章施策の展開－I啓発・広報－（3）ボランティア活動の推進】

No.	ご意見の概要	県の考え方
2	日中活動を訓練の場でとらえるだけでなく、地域に居場所をつくっていくことが大事である。居場所づくりのための市民活動のバックアップをうたって欲しい。	【ご意見の趣旨を記載済み】 障害のある人の生活の様々な場面で、ボランティアによる支援は大きな役割を果たしており、ボランティアの養成を進めるとともに、ボランティア活動の総合的拠点施設である岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館の運営などを通じて、県民、関係団体、企業等の各種のボランティア活動への積極的な参加を支援します。

【第2章施策の展開－II生活支援－（1）サービス利用の総合的支援】

No.	ご意見の概要	県の考え方
3	基幹型地域生活支援センター「ゆう」のように、日中自分のペースで過ごせる居場所、24時間電話相談、ホステル事業など全ての必要な事業が整っている施設を欠かすことができない。「ゆう」を継続するとともに、「ゆう」のような居場所、事業を今後増やして欲しい。（同様のご意見 他に3件）	【事業実施に当たっての参考とする】 精神障害のある人が地域において安心して生活できるよう日中活動の場を提供するサービス事業所の整備を促進していきます。なお、「ゆう」については、現在のサービスの質と量を担保しつつ、事業形態の見直しを行うこととしています。
4	「ゆう」について、居場所がなくなったり、ベテランの職員が退職されるのがとても困る。新しい人となじむのに時間がかかるので、若い職員だけでなく、しっかりと人生経験を持っている人を採用して欲しい。	
5	「ゆう」について、県費の節減が重要なのは理解しているが、現在議論中の生活保護の医療費自己負担化などのように、食事付きデイケアを一部自己負担化するなど（例：食事代金だけは自分でとか）、現在の制度を改めたらどうか。デイケアに行かない人々の中にはポリシーをもって、食事付きデイケアに行かない人もいます。	

No.	ご意見の概要	県の考え方
6	「ゆう」の重要さを健康な人に理解してもらうことが重要だ。	【事業実施に当たっての参考とする】 精神障害のある人が地域において安心して生活できるよう日中活動の場を提供するサービス事業所の整備を促進していきます。なお、「ゆう」については、現在のサービスの質と量を担保しつつ、事業形態の見直しを行うこととしています。
7	「ゆう」の予算を増やしてスタッフを増員して欲しい。また、「ゆう」のような施設をあちこちに造って欲しい。精神障害のある人のような弱者に予算を充てることこそ、県の使命である。	
8	自立支援法により、就労支援が中心となり、サロンの居場所や相談機関の数が減少している。就労への支援が得にくい人、また、就労できても精神障害のある人など病状不安定さを抱えた人達にとっては、日中の行き場所や休み場所は恒常的に必要な存在である。そのような居場所を県は社会資源として作り出していく必要がある。	
9	日中の居場所について、電話相談や作業所も必要である。それ以上に日中を過ごす場所が必要である。(同様のご意見 他に1件)	
10	精神科の病院に入院しているが、なかなか退院できない。ケースワーカーに頼んでアパートを探してもらっているが、主治医が賛成してくれない。別の病院に入院していた時には両親がいたのですぐ退院できたが、今は親がないせいか入院が長引いている。	【国の制度改革を踏まえて対応する】 条件が整えば退院可能な方に対して、地域移行推進員が、市町村と連携してケアマネジメントを行い、退院に向けた支援を行うなど退院促進に向けた取組を行っています。なお、国の障害者制度改革では、精神障害のある人の社会的入院の解消のための体制の整備について、議論が進められているところであり、その結論を踏まえて適切に対応します。
11	障害の有無に関わらず、就労はその人の生活にとって重要な意味がある。障害があるから就労の機会がなく、“働く”という経験がない方が多くいる。それぞれ個人の希望や作業能力、賃金によって就労先を各段階に応じ自由に選択できるよう、地域活動支援センター、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所等の拡充が必要である。また、相談支援事業所やハローワーク、障害者職業相談センター等との重層的な連携が必要である。	【次期障害福祉計画策定時に検討する】 平成23年度に本計画の実施計画である目標値を盛り込んだ障害福祉計画を作成予定であり、同計画の策定時に検討します。
12	サービス利用の総合的支援として、困ったときの相談体制への要望について、3障害のうち、精神58.3%と高い要望があり、精神の病のある人に必要なことである。相談支援事業所が機能していくためのケアマネジメントに対する給付の体系を早急に整備して欲しい。	【次期障害福祉計画策定時に検討する】 障害者自立支援法の改正により平成24年4月から相談支援体制が強化されることとなりました。平成23年度に本計画の実施計画である目標値を盛り込んだ障害福祉計画を作成予定であり、同計画の策定時に検討します。

【第2章施策の展開－Ⅱ生活支援－（4）生活安定のための施策の推進】

No.	ご意見の概要	県の考え方
13	生活安定のための施策の充実に対しては、精神（在宅）47.4%と高い要望がある。これは、精神の病のある人に特に必要なことである。精神の病のある人は特に無年金で苦しむ方が多い。このため、無年金の方への経済保障を国に働きかけて欲しい。	【一般的な施策の中で対応】 生活安定のための施策としては、障害のある方を対象とした施策のほかにも、生活保護制度などがあります。

【第2章施策の展開－Ⅳ教育・育成－（2）学校教育の充実】

No.	ご意見の概要	県の考え方
14	共生社会の実現には教育現場での障害のある人・福祉に関する教育のさらなる充実が必要である。具体的には、教員が、障害のある人に対する理解を深める仕掛け、もしくは、教育現場への外部講師として障害のある人と関わりの深い方の授業を実施することなどが考えられる。それらを具現化する施策の充実を求める。（ここでいう教育現場とは、特別支援学級でなく、通常学級を指している。）	【記述を修正する】 ご意見の趣旨を踏まえ、計画の記述を修正します。

【第2章施策の展開－Ⅴ雇用・就業－（2）職業能力の開発】

No.	ご意見の概要	県の考え方
15	障害のある人がパソコンを習う場合、県北でも倉敷に行かなくてはならず、時間と費用の両面で困難がある。北部職業訓練校に「障害者枠」を設けて、障害者の適性に応じたコースを設置するよう切望する。北部職業訓練校でパソコンの勉強をしたが、一般の人と同じように資格を取得するには大変な苦労を伴った。障害のある人の適性に応じたコースがあればよかったと思っている。	【ご意見の趣旨を記載済み】 県立高等技術専門校では、公共職業安定所等との連携のもとに、施設内において、身体障害のある人や知的障害のある人等を対象とした訓練を実施します。なお、一般の訓練コースでの受講が可能な障害のある人については、障害の程度・特性等に配慮した訓練実施に努めます。

【第2章施策の展開－Ⅶ情報・コミュニケーション】

No.	ご意見の概要	県の考え方
16	障害のある人が必要とする情報（遊びに関すること、福祉システム）を多様なメディア等を活用して得るとしても、個々に理解度が大きく異なっており、情報を障害のある人個々にあった分かりやすい言葉や図面を活用して伝える努力が求められる。行政だけでなく、社協、民生委員、町内会の協力も必要と思う。障害ある人への直接支援や家族を支える身近な相談システムの構築が大切である。	【ご意見の趣旨を記載済み】 障害により、デジタル・ディバイド（ITの利用機会と活用能力による格差）が生じないようにするほか、障害特性に対応した情報提供の充実を目指します。

【第3章事業一覧－Ⅰ啓発・広報】

No.	ご意見の概要	県の考え方
17	もう少し障害のある人への理解を得たい。	【ご意見の趣旨を記載済み】 心のバリアフリー推進事業をはじめとする啓発・広報活動を実施するとともに、福祉教育やボランティア活動等を推進することを通じて、障害や障害のある人への県民の理解を深めるよう取り組みます。
18	音声機能障害者発声指導者養成事業について、実情を的確に認識してもらうため、「疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した人に対し、発声訓練を行うと共に、発声訓練を行う指導者を養成します。」と表現すべきだ。	【記述を修正する】 ご意見の趣旨を踏まえ、計画の記述を修正します。

【第3章事業一覧－Ⅱ生活支援】

No.	ご意見の概要	県の考え方
19	身体・知的障害者相談員の研修について、個人情報への壁があり、相談員に必要な情報を入手が困難であり、真に相談が必要な対象が把握できないという基本課題がある。	【事業実施に当たっての参考とする】 個人情報保護の観点から行政機関の保有する情報は厳正に管理されていますので、障害のある人から自発的に気軽に相談できるよう啓発・広報活動を進めます。
20	精神障害のある人の地域移行について、地域・病院交流事業、地域移行促進強化事業等があるが、地域の理解と日常的な支援をどう構築するかが現実の課題だと思ふ。実効のある対策が研究・検討課題である。	【事業実施に当たっての参考とする】 地域・病院交流事業や地域移行促進強化事業等を通じて、精神障害のある人の地域移行を推進しているところですが、より実効性を高めるよう、取り組んでいきます。
21	障害のある人（知的障害のある人）の高齢化について、計画に盛り込まれていない。在宅で施設でどのようなサービスを受け、終末を迎えるのか、ターミナルケアも含めて触れて欲しい。	【記述に追加する】 ご意見を踏まえ、障害のある人のライフステージに応じた支援が必要であることを記述に加えるとともに、本計画の実施計画である障害福祉計画に反映させることについて、同計画の策定時に検討します。

【第3章事業一覧－Ⅲ生活環境】

No.	ご意見の概要	県の考え方
22	障害のある人（知的障害のある人）が被災（地震や風水害等）した後、正常な状態に戻るまでどのような支援を受けるのかが明確でない。	【事業実施に当たっての参考とする】 岡山県防災対策基本条例を踏まえ、風水害や地震による災害の被害軽減を図るため、「市町村災害時要援護者避難支援マニュアル作成指針」を作成しているなど、市町村における地域の実情に応じた対策の具体的な取組を支援します。 また、保健福祉施設等での適切な防災訓練を促進し、被災時の安全確保を図ります。

【第3章事業一覧－Ⅴ雇用・就業】

No.	ご意見の概要	県の考え方
23	県北での就労、公共交通及び不便さがネックになる。福祉移送等では対応しきれず、例えば、負担の安い移送ボランティア等の通勤手段の検討が一つの研究材料ではないか。	【国の制度改革を踏まえて対応する】 国の障害者制度改革では、障害のある人に対する通勤支援について議論が進められており、その結論を踏まえて、本計画の実施計画である障害福祉計画に反映させるなど、適切に対応します。
24	福祉的就労の充実強化について、事業所の経営安定と従事者の自立可能な賃金確保のためには、事業所が協同するなど、戦略的な流通・販売システム等発想を広げた対策が求められる。	【記述を修正する】 岡山県社会就労センターが設置した岡山県セルフセンターを通じて、授産製品の共同受注や販路開拓等を支援しているところであり、そのことを明記するとともに、今後とも一層の取組を進めていきます。
25	作業所など職場の給料がもう少し上がって欲しい。	【ご意見の趣旨を記載済み】 「工賃倍増5か年計画」に基づき、工賃向上に向けて取り組みます。

【その他】

No.	ご意見の概要	県の考え方
26	第2期岡山県障害者計画という名称について、もっと暖かみのある名称にすべきだ。	【計画名称を検討する】 岡山県障害者施策推進協議会において審議の上、決定します。
27	内容が硬く、分かりにくい。本計画とは別に、分かりやすく、読みやすいものを作成して欲しい。	【計画の概要版を作成する】 本計画策定後に、計画の要点を分かりやすく簡潔に記載した概要版を作成します。
28	一般県民を対象とした計画書としては、専門的な言葉や分かりにくい表現が全体的に多い。関心はあるが、知識はない方にも分かりやすい文章に改善して欲しい。	

発達障害者支援セミナー

— 青年期をすごす・支える —

「青年期をすごす・支える」をテーマにして、発達障害者支援セミナーを開催します。
本セミナーは、青年期をすごす彼らの生活が豊かになるために、「今、何が求められているのか」「周囲は何ができるのか」などについて、様々な立場の皆さんで考えていく機会となれば幸いです。
皆様のご参加を心よりお待ちしております。

13:00 開会

13:10～ 話題提供

「青年期を迎えた子どもたち -ご本人・ご家族から教えていただいたこと-」
土岐 淑子 氏

岡山県精神科医療センター（元 おかやま発達障害者支援センター 所長）

幼児療育や相談の場所での、長い支援経験を通して、青年期を迎えるまでの必要な育ちの保障や支援についてご講演いただきます。

14:10～ 特別講演

「青年期の心を支援する -発達障害の青年との出会いから-」
青木 省三 氏

川崎医科大学 精神科学教室 教授

長い青年期臨床のご経験から、青年期になって医療機関を訪れる方の、これまでの生活を振り返り、これからの生活を考える・支えるために何ができるのかをご講演いただきます。

16:00 閉会

日 時

平成 23 年

1 月 29 日(土)

13:00～16:00 (受付 12:30～)

場 所

山 陽 新 聞

さん太ホール

(岡山市北区柳町 2 丁目 1-1)

定 員

300名

参加費 無料

■申込先 岡山県保健福祉部障害福祉課 福祉推進班

■申込み方法 県ホームページ障害福祉課トップページに申込みフォームがあります。

岡山県ホームページ キーワードで探す “障害福祉課” を入力して検索

メールでの申込みが難しい方は、裏面の FAX 申込用紙を御利用ください。

■申込み締切 定員になり次第締め切らせていただきます。最終締切:平成 23 年 1 月 21 日(金)

■お問合せ先 おかやま発達障害者支援センター TEL (086) 275-9277

■主催 岡山県

■共催 おかやま発達障害者支援センター



下記の用紙に必要事項をご記入の上お送りください。

FAX 番号 (086) 224-6520

(岡山県保健福祉部障害福祉課 福祉推進班)

お名前	ご所属	連絡先電話番号
1.		
2.		
3.		
4.		
5.		

手話通訳の希望あり

- 手話通訳をご希望の方は、上記申込み用紙にご記入ください。
- * 受講票は発行いたしませんのでご了承ください。
- * 申込みが入場定員を超えた場合にのみ、ご参加いただけない旨をご連絡します。
- * 申込みの際にご記入いただいた個人情報は厳重に管理し、本セミナー実施以外の目的で使用することはありません。

—会場までのアクセス—

■JR 岡山駅から徒歩 15 分（市役所筋を南へ下る）

■路線バス 5 分（「山陽新聞社前」下車）

※駐車場はありませんので、最寄りの有料駐車場をご利用ください。

